

特記仕様書

- 1 件名 令和4年度新入生に係る学校服等販売契約について
- 2 納入期限 学校が指定した日（本校入学式に着用できるよう注文者と協議）
- 3 納入場所 生徒自宅配達
- 4 契約期間 契約開始から1年間とする。
ただし、製品引渡しの前年7月末までに甲乙双方からの申し入れが無い場合には、2回まで自動更新とする。
- 5 品名・着数
男子校服 ①上衣 ②ズボン ③ネクタイ
(詳細は、別紙仕様書及び図面のとおり)
予定着数： 男子144着（予定）
- 6 素材 (1) 別紙仕様書にて指定のもの、またはそれ以上のもの。
仕様書でその品質明示がないときは、中等以上の品質の物を用いること。
(2) 裏地は、仕様書にて指定のもの又は表地に適合するものとする。
(3) 色合は、現状と同じものとすること。
(4) 明示されていない事項であっても、物品を製造納入するうえにおいて、当然必要なものは、東京都立東大和高等学校長（以下「甲」という）の指示に従い、受託者（以下「乙」という）の負担で行うものとする。
- 7 手直し等 乙は、納品した物品の全部または一部が不良品であった時は、すみやかにその物品を引き取ったうえ、手直しまたは引き換えにより仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 8 仕様の変更 学服の仕様変更等については、甲の指示に従うものとし、乙は甲に協力すること。甲は、仕様変更計画が生じた時は速やかに乙に連絡する。

- 9 瑕疵担保責任　　乙は、物品の品質不良、変質、数量の不正など隠れた瑕疵について別に定める場合を除き、所有権移転の日から一年間、その補修引き換えもしくは補足または損害賠償の責に任ずる。
- 10 サービス保証　　乙は、物品供給先で契約の当事者である保護者等に対して、上記7項で規定する以外に次の各号について責任保証をするものである。
(1) アフターサービスは、甲と時期を協議し、学校に出張の上実施する。
(2) 所有権移転後1年以内の寸法直しは無料とする。
(3) 修理の原因が着用者の責にある場合は、有料とする。
(4) 乙は、契約解除後においても、生徒の在校期間中は、納品した物品について責任保証をしなければならない。
- 11 納期の延長　　乙は、納入期間内に物品を納入できない理由が生じた時は、速やかにその理由、遅延日数等を詳記し、甲並びに注文者に願い出なければならない。
- 12 検査と代金の支払い　　代金は、物品が注文者の検査（試着等）に合格した時、製品と引換えに支払うものとする。（送料は乙負担）
- 13 権利譲渡　　乙は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。学校服に関する意匠権はすべて甲に所属するものとする。
- 14 その他
(1) 見積方法は、各項目別複数単価見積とする。（各税込み金額で表示）
(2) 見積書の宛名は、「東京都立東大和高等学校長」とする。